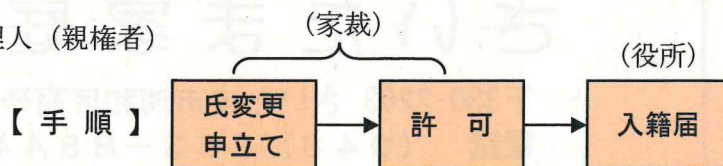


子の氏変更許可申立て手続きと入籍届について

R7. 3. 14

1 氏変更の申立てをする人

- 子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）
- 子が15歳以上のときは、子本人



2 申立てに必要なもの

- ① 申立書・・・・・・家庭裁判所の受付にあります。（さいたま家庭裁判所ホームページからダウンロード可）
※本人確認する場合あり（運転免許証、パスポート、個人番号カード、保険証、学生証等を持参）
- ② 子の戸籍謄本・・・・・・氏を変更する子の戸籍謄本・・・・・・1通
- ③ 親の戸籍謄本・・・・・・子が新たに入籍する親の戸籍謄本・・・・1通
- ④ 印鑑（認印も可）・・・・●子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）の印鑑
●子が15歳以上のときは、子本人の印鑑
- ⑤ 手数料・・・・・・収入印紙 子1人につき800円 手数料は、改定する場合があります。

※離婚届後に申立てをする場合は、離婚の記載がある戸籍謄本が必要です。

3 申立て裁判所 さいたま家庭裁判所 ☎ 048-863-8844, 8876（直通）

- ①所在地 さいたま市浦和区高砂3-16-45（さいたま地方裁判所内家事受付係）
- ②最寄り駅 浦和駅（京浜東北線）から徒歩約15分
中浦和駅（埼京線）から徒歩約15分 } 埼玉県庁の南側

4 受付時間 【平日】 午前9時～11時、午後1時～4時 （土日祝祭日及び年末12月29日から年始1月3日までを除く）

5 申立書提出 ・窓口来庁（上記2及び送付用切手代を申立人が負担） ・郵 送（上記2及び110円切手貼付の宛先を明記した返信用封筒が必要）

◆ 許可の審判 許可されると後日郵送にて「審判書謄本」が交付されます。これを添えて下記のとおり必ず「入籍届」をしてください。

入籍届に必要なもの

- ① 審判書謄本・・・・「子の氏変更許可申立書」の謄本（許可する旨の審判が記載されたもの）
- ② 乳幼児医療費受給資格者証など・・・・（氏が変わる該当者のみ）
- ③ 国民健康保険証・・・・・・（氏が変わる加入者のみ）

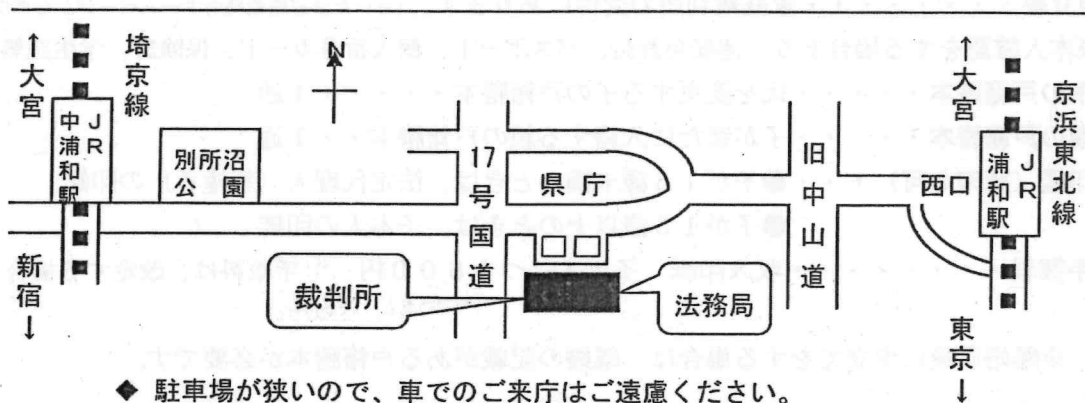


◆ 問合せ先 戸田市役所 市民課 ☎ 048-441-1800（内線 272, 207）

さいたま家庭裁判所

〒330-2263 さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号

電話 (048) 863-8844, 8876 (直通)



メモ

参考

次の地域にお住まいの方は、さいたま家庭裁判所に申立をしてください。
さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、朝霞市、志木市、
上尾市、蓮田市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町